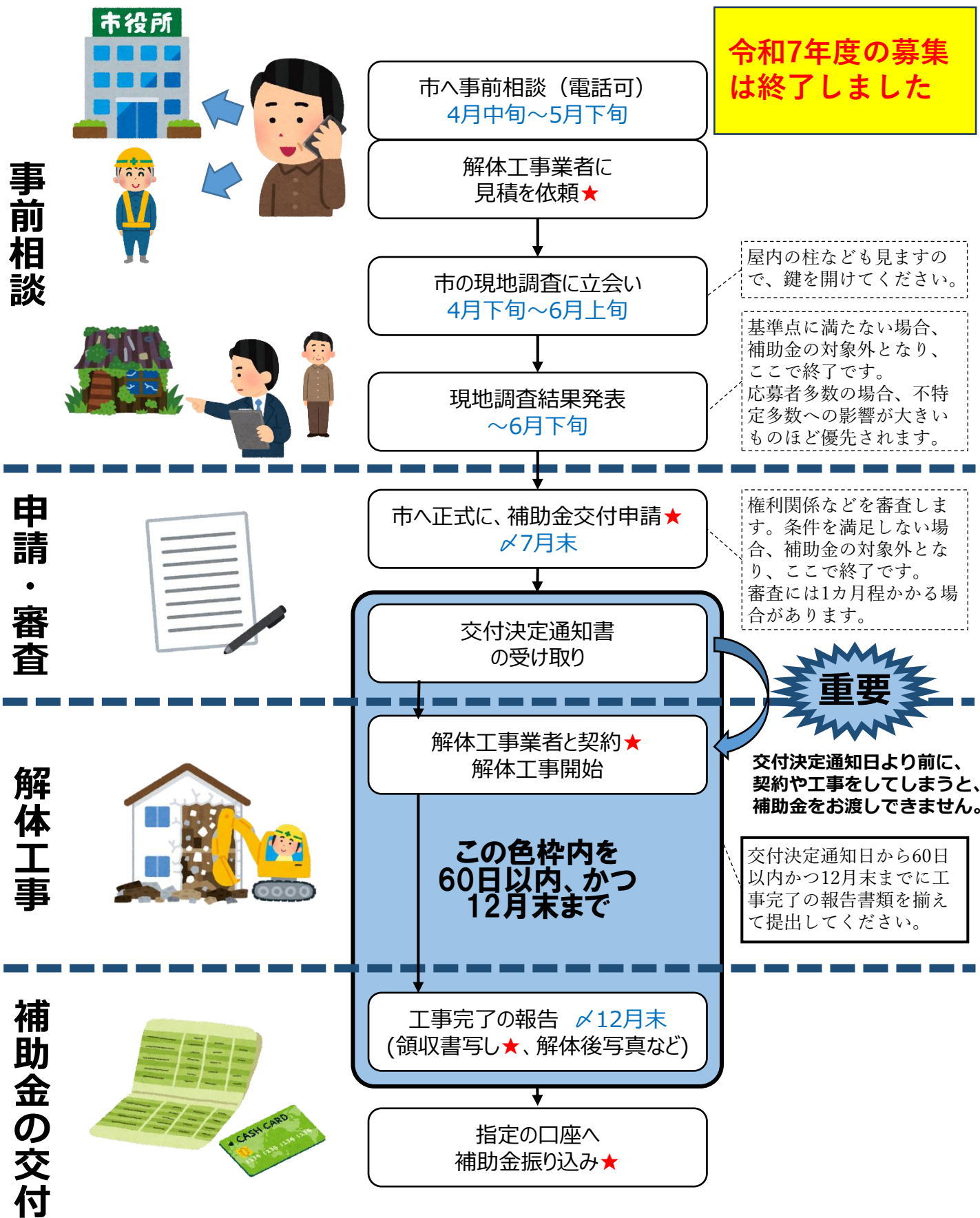


佐世保市 老朽危険空き家除却費補助金のフロー図（概略）



<注意事項>

少なくとも、★マークの名義人は同一である必要があります。 具体には「見積書の宛名」「申請者」「契約主」「領収書の宛名（工事代金を支払う人）」「口座の名義人」です。

佐世保市 老朽危険空き家除却費補助金（制度概略）

制度概略につき、条件のうち主なものだけを記載しています。詳細は別途ご確認ください。

老朽化し危険な空き家の対象工事費の40%（上限60万円）を補助します

※対象工事費には、ゴミ・家財道具・草木・門・塀などの解体処分にかかる費用を含みません。

※空家になる前の用途が、倉庫や店舗などの住宅以外の用途である場合の補助率は1/3。

1. 空家の条件

- ☐ 市内にある現在使用されていないものである
- ☐ 木造か鉄骨造である
- ☐ 老朽化し危険な状態である（市職員が判断）
- ☐ 木造は築22年以上である（鉄骨造についてはお問い合わせください）



2. 申請者の条件

つぎの①～③のいずれかの個人である

- ☐ ①：所有者（登記上または固定資産税上）
- ☐ ②：①の相続人や、財産管理人、成年後見人など空家の処分権限を持つ者
- ☐ ③：①か②の者から同意を受けた者（①または②の方の実印・印鑑証明必要）



※法人は申請者にはなれません

※市税等の滞納がある者は申請者にはなれません

※抵当権等の設定がある場合、その権利者から
同意を得られないと申請者にはなれません



3. 工事の条件

- ☐ 建設業の許可（土木・建築・解体）または長崎県に解体工事業の登録をしている
- ☐ 建築物のすべてを除却する工事である（部分解体ではない）
- ☐ 補助金の交付が決定した日から、60日以内かつ令和6年12月末までに完了報告ができる
（完了報告には、領収書のコピーや更地になった写真などを提出する必要があります。）

※交付決定日より前に、工事の契約・着工された場合には、補助金をお渡しできません。
（交付決定日とは、交付決定時にお送りする交付決定通知書に記載されている日付です。）

<注意事項>

- 補助金は工事費の満額は出ません。自己負担額について確認するために、事前に解体工事費の見積依頼を。
- 自己負担額を確認したら、その資金繰りについて親族等とよく話し合い、確実に支払えるようにご準備ください。
- 老朽度等については、相談申込受付期間に相談を受付けた空家に対し、市が現地調査を行い評価します。
- 希望者多数の場合は、令和7年6月下旬までに、市が対象者を選定してご連絡します。空家の老朽度や不特定多数の方々への悪影響の程度などを考慮します。
- 工事金額または内容が変更になりそうになった場合は、事前に必ずご相談ください。必要に応じ変更手続きが発生します。この処理が適切に行われていないと、補助金のお渡しができません。
- この補助金は、市だけでなく、国のお金も使用します。市だけでなく、国の検査もあり、仮に条件を守っていないなど不適切な事実が発覚した場合は、返金していただくこととなります。